

## 企画委員会規程

(日本評価学会理事会決定)

改正

2020年9月25日

(目的)

1. 企画委員会は、日本評価学会が行う各種の活動を企画、実行し、わが国における評価学の普及と発展に寄与することを目的とする。

(企画委員会)

2. 企画委員会は、研究大会の企画運営、研究受託事業、分科会の管理等を行う。
3. 企画委員会は、学会会員10名以内をもって組織する。
4. 企画委員長は、副委員長1名を指名する。
5. 企画委員長は年1回以上の会合を招集する。企画委員長は会合へのオンラインによる参加を認めることができる。

(研究大会の企画運営)

6. 企画委員会は以下の7項目の研究大会の企画運営を行う。
  - (1) 研究大会の開催校等の選定
  - (2) 共通論題の企画
  - (3) 自由論題の公募
  - (4) シンポジウム等の企画運営
  - (5) 会員への情報発信（ホームページ及びメーリングリスト）の原稿作成等
  - (6) 開催校等との調整
  - (7) 研究大会の成果の会員への報告

(研究受託事業)

7. 企画委員長は研究受託事業を行おうとするとき、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。なお、実施する研究受託事業については、会員からの公募を原則とし、その成果については公開するものとする。

(分科会の管理)

8. 企画委員長は、分科会の申請があった場合にはこれを審査し、理事会の承認を得た上でこれを設置する。また、企画委員長は、企画委員会において分科会活動が十分でない認められる場合には、分科会に対して勧告を行う。

(附則)

1. この規定は、2020年10月1日より施行する。
2. 2020年11月に開催される総会までの会の運営は、なお従前の例による。